

総務文教厚生常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年9月10日(水) 午前9時30分～午後2時16分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 (委員長) 坂ノ井 徳
 (副委員長) 岡本 泰行
 (委員) 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子 平井 保彦
 山本 達也
- 4 委員外議員 平岡 実千男 藤沢 宏司 中川 隆志
- 5 執行部参与 副市長 宮本 裕
 会計課 課長 川尻 由紀子
 (総合政策部) 部長 藤村 英明
 政策企画課 課長 三浦 賢太郎
 地域づくり推進課 課長 守田 訓
 (総務部) 部長 丸川 貴司
 部次長(危機管理課長) 酒井 正樹
 総務課 課長 久角 恵一
 大島地区担当課長 濱岡 健陽
 主査 石本 勇二
 財政課 課長 山本 健司
 (市民部) 部長 藤森 斉
 市民生活課 課長 應潟 雄一
 税務課 課長 礪部 理子
 (健康福祉部) 部長(社会福祉事務所長) 益田 昌明
 社会福祉課 課長 山本 直邦
 こどもサポート課 課長 岩原 幸枝
 高齢者支援課 課長 藤井 裕久
 健康増進課 課長 上田 芳枝
 (教育委員会) 教育長 西元 良治
 教育部長 室田 和範
 教育総務課 課長 檜垣 彰宏
 学校教育課 課長 大田 恵也
 生涯学習・スポーツ推進課 課長 西本 龍
 文化財室 室長 大岡 弘明
 柳井図書館 館長 小柳 五寛
 学校給食センター 所長 西本 佳孝
 (選挙管理委員会事務局) 書記長 柳屋 康彦
 (監査委員事務局) 局長 兼深 博史
- 6 議会事務局 次長 寺岡 富美 書記(主査) 坪野 芳美 松本 航

7 協議事項

1 【委員長の互選について】

2 【付託議案等】

- (1) 議案第39号 柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について [選挙管理委員会]
- (2) 議案第40号 柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について [総務課]
- (3) 議案第41号 柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について [総務課]
- (4) 議案第42号 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について [総務課]
- (5) 議案第44号 工事請負契約の締結について [教育総務課]
- (6) 議案第45号 財産の取得について [学校給食センター]
- (7) 議案第46号 (分割付託) 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第47号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) [市民生活課]
- (9) 議案第48号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) [高齢者支援課]
- (10) 議案第49号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) [市民生活課]
- (11) 請願第1号 上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書

3 【付託調査事項について】

- (1) 学校教育等問題について
- (2) 市民生活に関わる社会福祉について
- (3) 環境に関する調査について
- (4) 防災に関する事項について

4 【その他】

(開会 午前9時30分)

副委員長(岡本 泰行) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

副委員長(岡本 泰行) ただいまから総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆様、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、岩田委員長の逝去に伴い委員長が不在のため、委員会条例第16条第1項の規定により、副委員長の岡本が委員長の職務を行います。

また本日の会議に、1名の委員外議員さんより出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

ここで審議に入る前に、8月9日に逝去されました故岩田委員長の御冥福をお祈りするため

黙とうをささげたいと思います。皆さん、御起立をお願いいたします。

【 黙とう 】

副委員長（岡本 泰行） 黙とうを終わります。御着席ください。

本日の協議事項につきましては、委員長の互選、先の本会議で本委員会に付託となりました分割付託1件を含む議案10件、請願1件、付託調査事項及びその他でございます。

初めに、委員会条例第8条第2項の規定による委員長の互選を行います。委員長の選出は協議による方法、または投票による方法がありますが、いずれの方法によることにいたしましょうか。

委員（篠脇 丈毅） 少人数ですから協議を行ってその結果に従うというのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（岡本 泰行） それでは協議により選出するというのでよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。それでは委員長は協議により選出することに決定いたしました。

これより御協議をお願いします。

【 この間 協議 】

副委員長（岡本 泰行） 皆様方の御協議によりまして、坂ノ井委員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。それでは、坂ノ井委員を委員長に選任することに決定いたしました。

ただいま、委員長に選任されました坂ノ井委員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

【 委員長 挨拶 】

副委員長（岡本 泰行） 以上で委員長の互選が終わりましたので、委員長と交代いたします。

【 委員長 着席 】

委員長（坂ノ井 徳） 岡本副委員長におかれましては、故岩田優美委員長が欠席の間、委員会運営に御尽力いただきました。ここで、感謝の意を込めまして、拍手をしたいと思います。岡本副委員長、ありがとうございました。

【 拍手 】

委員長（坂ノ井 徳） ありがとうございました。それでは、10時まで委員会を休憩いたします。

（ 休憩 午前 9時37分 ）

（ 再開 午前10時00分 ）

委員長（坂ノ井 徳） それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「お願いします」 「御着席願います」 】

委員長（坂ノ井 徳） 執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださいますありがとうございます

ございます。

先ほど、故岩田優美委員の逝去に伴い、委員会条例の規定によりまして、私、坂ノ井が委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

審査の進め方ですが、最初に総合政策部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局関係及び教育委員会関係を、午後から請願、最後に市民部及び健康福祉部関係をそれぞれ一括して行いたいと思います。発言の際には挙手の上、大きな声ではっきりと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしく願いいたします。委員外議員につきましては、執行部からの説明・報告に対してのみ質疑が可能であります。また、執行部に対しては要望できない申し合わせになっておりますので、よろしく願いします。それでは付託議案等の審査を行います。

議案第39号、柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） 議案第39号、柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。公職選挙法施行令に規定する公営単価は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しがされております。本年も6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されており、最近の物価の変動等を踏まえ、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラやポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げが行われております。このことにより、柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正するものでございます。この公職選挙法施行令の改正のうち、本市の条例に関するものとしたしましては、第8条中、選挙運動用ビラ作成の公費の支払としてビラ1枚当たりの限度額を、また、第11条中、選挙運動用ポスター作成の公費の支払として、ポスター1枚当たりの限度額をそれぞれ改正するものでございます。併せて、同条中、第6条後段とあるのは、本来第9条後段と規定すべきものであったため、誤謬の訂正を行うものでございます。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第39号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第40号、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書6頁をお願いします。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置を拡充するものとし、妊娠・出産の申出時や育児期の職員に対して、仕事と育児の両立に関する情報提供や意向確認等の仕組みを整備するものです。それでは条文に沿って御説明いたします。第16条第1項の改正は、条文の繰下げに伴い引用条名を改めるものであり、第16条の4の改正は同条を繰り下げるものです。第16条の3の改正は略称規定を整理し、同条を繰り下げるものです。新たに加える第16条の3については、第1項では職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度等について情報提供し、意向確認等を行う規定を、第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度等について情報提供し、意向確認等を行う規定を新たに設けるものです。第3項では確認した職員の意向に配慮することを定めるものです。附則につきましては、本条例の施行期日を規定しております。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） 情報提供ということで、妊娠した場合にどのような制度があるかということには、どのようなものがあるのでしょうか。それから3歳に満たない子を養育する職員に対しての配慮の措置の支援制度というのはどのようなものがあるのか教えてください。

総務課長（久角 恵一） 説明する内容としまして、制度のことになりますが、出生時療育支援制度で、例えば育児短時間勤務、部分休業、早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限、子の看護等休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の各制度や措置があげられます。また、3歳に当たっては、この中から出生時に当たって取得可能なものについては既にその期間を経過しておりますので、それ以外の部分について改めて周知をさせていただくこととしております。

委員（長友 光子） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 次の条例も含めてですが、確か国のほうの何かあれで、もっと早くに改正しなければいけなかったのではないかと思うのですが、違いましたか。

総務課長（久角 恵一） 確かに法令等につきましては、既に施行がされておりますけれども、今回もう一つの議案がございまして、こちら10月1日施行ということで、同じ時期に整えていきたいということで整理をさせていただきました。

委員外議員（藤沢 宏司） 他の団体とかは、既に4月から始めているのではないかと思うのですが、いろいろな事情があつて遅れたということではないのでしょうか。そして、逆に言ったら、

その間に、これを遅らせることによって本来適用を受けられる方が受けられない可能性もあったかと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 議員、御指摘の面もあるかと存じますが、子育てと仕事の両立支援の拡充ということで、様々制度が変わってまいりますので、ある程度まとめた形で情報提供をさせていただきながら、職員の意向確認を進めていきたいということでございます。

総務部長（丸川 貴司） 補足させていただきます。今回の条例改正は、国の法律の施行日も10月1日でございますので、その法律改正の施行日に併せて条例改正をさせていただいております。なお、令和7年3月議会におきましても、この柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を提案させていただいております。これも法律の施行日に併せて条例改正をさせていただいているということでございますので、柳井市の条例改正が遅れているというわけではないということでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第40号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第41号、柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書8頁をお願いします。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとするものです。併せて、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を、小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものです。それでは条文に沿って御説明いたします。第19条の改正は、部分休業をすることができない職員に係る規定を整理するものです。第20条の改正は、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、第1号部分休業の取得は勤務時間の始めと終わりに限り可能とする取扱いを廃止し、どの時間帯においても第1号部分休業を取得することを可能とするものです。第20条の2及び第20条の4については、新たに第2号部分休業として、1年につき10日相当の範囲内において1時間を単位として、1日単位での部分休業を取得することを可能とするものです。第20条の3は、部分休業を請求することができる1年の期間について、規定するものです。第20条の5は、職員が申し出た部分休業の形態の内容を変更することができる特別の事情について、規定するものです。第21条の改正は、部分休業をしている職員の給与の取扱いの規定を整理するものです。第22条の改正は、部分休業の承認の取消事由について、特別の事情が生じたことにより職員が部

分休業の申出内容を変更したとき、を追加するものです。第23条及び第24条の改正は、企業職員及び単純労務職員に係る育児休業、部分休業等の取扱いについて、今般の改正を踏まえ、常勤職員と同様の取扱いとするよう規定するものです。附則につきましては、本条例の施行期日及び経過措置を規定しております。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（平井 保彦） これまで始業時間、それから終業時間に絡めて部分休業を取っていたということ、それに対して今回、どの時間でもということだと思っておりますが、始業時間、終業時間であれば時間の管理と言いますか、簡単だと思うのですが、制度自体は職員にとっていい方向なのでいいのですが、なかなかこの時間管理等が難しくなっているのかなど。昼間の休憩時間等との絡み、その辺り具体的に、今、頭の中で考えているだけですが、何か障害があるとか、その辺り、予想されていることはあるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 確かに今回の制度改正によりまして、フレキシブルに部分休業が取得できるようになるかと思えます。それにあたって、どの時間を部分休業にするか、それからそれと併せて有給休暇を取得する時間帯、昼休み等いろいろありますが、一番は職員の育児休業について利便性を高めるところが、国全体のねらいでございますので、しっかり勤務時間の管理をしながら適切に制度を運用できるように工夫をしてみたいというふうに考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第41号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第41号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第42号、柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 補足説明を申し上げます。議案書10頁をお願いします。本年5月26日、柳井市特別職報酬等審議会に対し、議員報酬及び市長、副市長等の給料の額の適正額について諮問をいたしました。審議会におかれましては、同日及び7月2日の2回にわたり慎重な御審議をいただき、7月28日に審議結果につきまして答申をいただいております。この答申において、令和8年1月1日から議員報酬の額を改定することが適当であると示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等

がございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） 3万9,000円のアップという提案だと思いますが、私は今の時期に上げるのではなく、据え置くことが適当だと考えています。30年近く改定されていないということは、一般市民の賃金も30年近く上がっていないということに併せてのことだと思います。今年の春闘などでは賃上げ満額回答などの景気のいい報道がなされましたが、ほんの一部の大企業でしかないということです。大部分の市民の賃金は本当に上がっていません。非正規雇用が増えて、収入は下がり、厳しい生活を強いられている市民が多くおります。そして、物価高騰のあおりもあり、ずっと実質賃金はマイナスになっている状況だと思うのです。その中で農業関係者も収入は本当に、米作って飯食えねえというぐらい低い、それから生活保護費も上がっていない。年金も少し上がったけれども物価には到底追いつかなくて、年金だけでは暮らしていけないというふうな市民生活が実態としてあると思うのです。そんな中で、議員の報酬を上げていくということは市民の理解が得られにくいのではないかと思います。報酬の値上げには反対の意見を持っています。以上です。

委員（篠脇 丈毅） 私はこの報酬改定については、報酬審議会の皆さんもかなり苦慮されたと思います。しかしながら、地方議会の議員になり手がないという風潮が全国的に高まっています。やはり、若い方が地方自治制度の中で議会活動に参加しやすい環境を作るということも、一つの大きなポイントになるかと思しますので、30年ぶりというお話もありましたが、そういえば久しくこういう改定を見たことがありませんので、若い方が市政に参画しやすくするという意味で、私は賛成です。

委員長（坂ノ井 徳） ほかに御意見等ありませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 今回議員の報酬の見直しの議案ですが、他の委員、教育委員さん、選挙管理委員さん、監査委員さん等の報酬及び費用弁償、これもいろいろあると思うのですが、その見直しはないのでしょうか。

教育部長（室田 和範） 教育委員会の話がでましたので、教育委員さんの報酬につきましては、近隣、県内市町の報酬と比較をして、柳井市の報酬につきましては、ちょうど中間あたり、高くもなく低くもなくというところでしたので、今回は見送らせていただいております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第42号について、委員会としての採決を行います。

【 「異議あり」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議のある方がおられますので、これより挙手による採決を行います。

議案第42号について、これを原案のとおり可決と決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【 挙手多数 】

委員長（坂ノ井 徳） 挙手多数と認めます。よって、議案第42号は可決と決しました。

次は、議案第44号、工事請負契約の締結について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 補足説明を申し上げます。伊陸小学校屋内運動場改築工事における建築主体工事の契約状況につきましては、本会議での部長の補足説明のとおりでございます。このたびの屋内運動場改築工事では、新たに正面玄関、多目的トイレ、用具倉庫を整備し、アリーナには可動式のステージを設置することで、児童にとっての有効な活用空間を確保しております。なお、その他の電気設備工事と機械設備工事につきましては、ともに令和7年9月末日までに入札を行う予定としております。契約工期は、いずれも令和8年6月30日までを予定し、その後、用具等の搬入を行い、2学期の供用開始を目途として、工程管理、安全管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 当初は耐震補強でというお話もあって進んできた事業ですが、解体してみると基礎部分の鉄骨が相当劣化しておって、非常に危険な状況であったと。作業される方々も大変困ったというお話をお聞きしました。というのが、あそこは土地の関係で地盤が非常に、水流と言いますか、水田の水なんかはかなり水路をオーバーフローして入ってきているのです。今は解体されましたが、前の体育館の倉庫がいつも水没しているような状況でありました。そういった面で言うならば、今きれいに更地になっていますが、建設費用の中に土壌改良的なことも入っているのかどうか、お聞きしたいのですが。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 当該の場所は水脈等の関係で地盤が弱いということでございます。今回の工事につきまして、工事を行う中でまた新たな不具合等がおきた場合は、改めて変更等を考えて改良しなければならないというふうに考えております。

委員（山本 達也） 不具合は起きます。このままでいくと、今までどおりでやると起きるので、やはり建設時に見てもらったら、今までも見ていらっしゃるから分かると思うのですが、相当な地盤改良的なことをしないと、消防署のようなことをして欲しいというのではないのですよ。きちんとしておかないと、やはりそういう懸念される材料は払拭できないのではないかなと思いますので、一つよろしく願います。

委員長（坂ノ井 徳） これは要望ですね。

委員（山本 達也） はい。

委員長（坂ノ井 徳） 要望でございますので、よろしく願います。ほかにございせんか。

委員（長友 光子） 伊陸の方とお話をしておりますと、新しく体育館ができるということで、大変期待をしておられます。ありがたいことだと思います。それで、冷暖房はどうなっているかというお話を聞きました。設計段階でそのお話はなかったのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 屋内運動場につきましては、冷暖房の空調設備等はないという状況でございます。なお、24時間換気を設置いたしまして、湿度を下げるというような設備を付けております。また、天井の棟の部分に自然換気塔と言いますか、室内の空気を循環する換気

口を設けて、室内の温度を自然対流によって熱を排出するというような工夫もさせていただいておりますので、全館空調については整備をしておりますが、そういった対策等をさせていただいているところでございます。

委員（篠脇 丈毅） 工事監理室の方はどなたか出席されていますか。

総務部長（丸川 貴司） 私が工事監理室長でございます。

委員（篠脇 丈毅） 分かりました。それではお尋ねします。先ほど山本委員が御指摘なされたことは、発注する前に基本的な調査をして進まなければならない、言葉は適当ではありませんが、瑕疵ある入札になりはしないかなという感じが、率直にいたします。その辺りはどのように解釈したらいいのでしょうか。

総務部長（丸川 貴司） 大変申し訳ありませんが、私のほうといたしまして、明確な返答ができる状況にございませんので、そこは御容赦いただきたいと思っております。

委員（篠脇 丈毅） 今後、こういうことがまた起こる可能性があります。いつも工事請負契約をした後、現場をよくよく調査してみたら追加の工事が発生したというような、どちらかと言うと後追いの変更契約がでてくる可能性が非常に高いです。そういう意味では、設計・施工管理という業務まで発注をしている公共工事は、もう少し慎重に、私は、取扱をしなければいけないというふうに思いますが、その辺りはどうですか。

総務部長（丸川 貴司） 大規模な事業については、事前に基本設計・実施設計業務を委託しまして、現状をしっかりと調査をした上で事業を実施しております。工事監理につきましても、専門業者に業務委託し、適正な工事の執行ができるよう努めております。そうは申し上げましても、こういった大規模な改築といった工事につきましては、実際に工事を進めて判明する不具合もあろうかと思っております。そうした場合につきましては、変更契約をする必要が生じますが、議会の議決を得なければならない契約につきましては、議会に議案としてお示しをさせていただくという流れで事務を進めさせていただいております。御指摘のあったことを肝に命じまして、今後も適切な工事執行ができるよう努めてまいりたいと思っております。

委員長（坂ノ井 徳） よろしいでしょうか。

委員（篠脇 丈毅） そういうことで慎重に工事監理をしていただきたいという気持ちでおります。

委員（山本 達也） 今の説明でちょっと付け加えておきます。あそこの現場に関しては、私が言っているのは事実ですから、それは途中経過で分かる話ではありません。最初から分かっていることですから、そこは今の答弁とはちょっと違うのかなというふうにも思っています。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第44号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第45号、財産の取得について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 補足説明を申し上げます。本議案は、学校給食センターから各小中学校へ給食や食器類を配送するために使用する運搬用コンテナを財産として取得するものでございます。現在使用しております運搬用コンテナは、経年劣化により開閉扉やキャスターの可動部に不具合が生じているため、各学校の食数等に応じて大きさの異なる3種類のコンテナを計32台更新するものでございます。8月1日に入札を行った結果、山口調理機株式会社を落札者と決定し、契約額は消費税及び地方消費税の額を含め2,486万円で売買仮契約を締結いたしております。納期につきましては、今年度3学期の給食提供が終了します令和8年3月27日を予定しております。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第45号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第45号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっております、議案第46号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第2号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

議会事務局次長（寺岡 富美） 令和7年度補正予算書（9月補正）を御覧いただけたらと思います。補正予算書の16頁をお願いします。議会費でございますが、報酬につきまして先ほど御審議いただきました議案第42号、柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に伴いまして、令和8年1月分からの議員報酬額を一人当たり月額3万9,000円増額するものです。

総務課長（久角 恵一） 同じく16頁下段、総務費の一般管理費でございますが、委託料につきまして、令和8年4月1日に施行される子ども・子育て支援金制度への対応に伴いまして、人事給与システム改修委託に要する補正をお願いするものです。

財政課長（山本 健司） 続きまして財産管理費です。積立金のうち、教育基金、地域福祉基金及びふるさと振興基金への積立金は、7月末までにふるさと納税により頂戴した寄附金1,60

0万円、及び一般寄附300万円を寄附者の御意向に従い、それぞれの基金に積み立てるものでございます。企業版ふるさと納税基金積立金は、今般いただいた寄附金を寄付者の意向に沿って、令和8年度以降のデジタル人材育成を図る事業の経費に充てるため基金に積み立てるものでございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして17分、一番上の企画費について御説明します。企画費の補正額の財源内訳の内、その他の欄に充当額を計上しております。こちらは企業版ふるさと納税による寄附金の一部を当初計上しておりました地域情報化推進事業のデジタルデバイス対策委託料に充当するものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて23分をお願いします。教育総務費の事務局費は、スクールソーシャルワーカー報償費の増額についてです。これは家庭や学校で問題を抱える児童・生徒に対して、社会福祉士等の資格や専門的知識を有する者を派遣して問題解決の支援を行っておりますが、近年、福祉に関する専門的な知見や関係機関とのネットワークを必要とする事例が増えており、スクールソーシャルワーカー報償費を増額するものです。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 続いてその下の小学校費、学校管理費をお願いします。需用費の施設修繕料は、今後、各小学校の施設修繕料に不足が生じる見込のため、増額を行うものです。24分の小学校費及び中学校費の備品購入費は、市内小中学校の屋内運動場に移動式スポットエアコンを整備するための費用です。移動式スポットエアコンの導入により、屋内運動場での体育の授業や部活動等を行う際に、熱中症等のリスクを軽減して、児童・生徒が活動しやすい学習環境づくりを図りたいと考えています。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして25分を御覧ください。ウェルネスパーク管理費です。過疎債の内示に伴い、一般財源から過疎債に財源振替を行うものです。説明は、以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 過疎債という言葉が非常に多く使われています。過疎債は一般的にどのような恩恵があるか御説明していただけますか。

財政課長（山本 健司） 過疎債でございますが、事業費の100%に財源として充当が可能でございます。後に元利償還金の7割が地方交付税の需要算入されますので、正味30%程度の一般財源の持ち出しで事業が行える有利な起債でございます。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 23分のソーシャルワーカーの報償費の値上げについてですが、今現在、何人のソーシャルワーカーの人がおられるのでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 今年度につきましては6名のスクールソーシャルワーカーの方に活動していただいております。

委員（長友 光子） その方の報酬の値上げということでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 値上げということではなくて、活動していただく時間を増やすということでございます。

委員（長友 光子） 24分の体育館の移動式スポットエアコンですが、1月に入ると伺ったのですが、暖房にも対応するというのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 今回導入します移動式スポットエアコンは冷暖房機能を備えたエアコンでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第46号中の総合政策部、総務部等及び教育委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって議案第46号中の総合政策部、総務部等及び教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、付託調査事項についてでございます。（1）学校教育等問題について、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

学校教育課長（大田 恵也） 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について御説明させていただきます。タブレットの01番、学校教育課の資料を御覧ください。今年度、4月17日に実施しました全国学力・学習状況調査の結果が8月1日に公表され、それを受けて、この度、本市の小・中学校の結果をまとめました。この結果を分析し公表することで、児童生徒に関わる様々な方々と調査結果から見える成果や課題を共有しながら、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子どもたちを育てていきたいと考えています。その際、この調査結果の取扱いについては、調査の目的や調査結果は学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることや、国や県の平均正答率との比較により、序列化や過度の競争をおおるものではないことを考慮して行う必要があります。本調査は、小学校6年生と中学校3年生が対象であり、教科は小学校が、国語、算数、理科、中学校が国語、数学、理科を実施しました。生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査も実施しました。資料、調査結果の概要には、教科に関する調査の結果をお示ししています。平均正答率についてです。小学校においては、国語、算数、理科とも全国平均を大きく上回る結果となりました。中学校においては、国語、理科は全国平均とほぼ同程度、数学は全国平均を下回る結果となっています。小学校国語では、特に成果がみられたものが漢字の書き取りです。特に課題の見られる点としては、必要な情報を見付けることが挙げられます。次に小学校算数では、特に成果がみられたものが分数のたし算です。特に課題の見られる点としては、数や言葉を用いて記述することが挙げられます。次に小学校理科では、特に成果がみられたのが粒の大きさによる水のしみ込み方の違いについて、正しい実験方法を発想することです。特に課題の見られる点としては、身の回りの金属について、電流を

通す物、磁石に引き付けられる物があることの知識が挙げられます。続いて中学校です。中学校国語では、特に成果が見られたものが登場人物の設定を捉えることです。特に課題の見られる点としては、文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることが挙げられます。次に中学校数学では、特に成果がみられたものが確率についての理解です。特に課題の見られる点としては、式の意味を読み取り、数学的な表現を用いて説明することが挙げられます。次に中学校理科では、特に成果がみられたものが気体の性質に関する知識です。特に課題の見られる点としては、電気回路に関して、正しい実験結果を予想することが挙げられます。なお、今御説明させていただきました結果と合わせて、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果について、9月12日金曜日の教育委員会会議で報告した後、柳井市教育委員会のホームページに掲載することとしております。児童生徒に関わる様々な立場の方々と調査結果から見える成果や課題を共有するとともに、教育委員会としましては、これからも引き続き、各学校と連携し、子どもたちの確かな学力の向上を図ってまいります。以上で説明を終わります。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 小学校の算数、それから中学校の数学について、これまで特別な取組をされていると認識をしていますが、中学校の数学で全国平均を下回ったというお話を頂戴したのですが、今回の学力テストの特徴というものが先ほどお話されましたが、やはり、どうして算数と数学に力を入れてほしいという風に言ったかということ、基礎学力の中で算数、数学が非常に大切な位置を占めるという風に私は考えておまして、今後もそういう所に力を入れていただきたいのですが、今回の学力テストとの関係からして、どういう風な展開を考えられておられるか教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 中学校につきましては、それぞれの学校で対策を講じていただいております。教育委員会としましては、指導主事が授業の時間、それから補充の時間に学校に訪問し、一緒に丸付け、指導などをお手伝いする時間を設けて基礎学力の向上と併せて子どもたちの自己肯定感の向上を図ってまいるといような取組を行ってまいります。併せて、それぞれの学校で学校応援団などの地域の方々、保護者の方々も一緒に補充学習等に携わっていただいている活動が増えてきたので、そういう風な活動も効果的に活用してまいりたいと考えております。

委員（篠脇 丈毅） 取組は大変ありがたいお話なのですが、大規模校では、進んでいる子どもとそうでない子どもをクラス分けをして、2人の先生が教えるという形をとっていらっしゃる事例を私は見学したことがあるのですが、小規模校、特に複式をしているところについて、基礎学力強化のためにどのような手立てをされているか、お聞かせいただけますか。

学校教育課長（大田 恵也） 複式のある学校につきましては、市で取り組んでいます特定教科学力強化事業で、算数の特定の指導員を配置し、その方に授業をしていただくことで、複式であるクラスを分けて、学年を跨がずに、それぞれ学年で授業できるような配慮と言いますか、工夫もしております。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 課題の見られる点というのは整理されていますが、毎年同じようなところなのではないでしょうか。それと、その傾向というのはどうなのか、この学年だからということがでているのか、その辺りはいかがでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 実は系統性があるものもあります。特に課題のあると言われた内容については、比較的例年同じようなと言いますか、数や文字を用いて説明するなど、そういったのは比較的苦手な分野です。柳井市の子どもたちがというわけではなく、全国的な傾向でもあるのですが、小学校の国語の漢字の部分については、昨年度は課題だったのですが、今年は成果のあったという風になっているので、一概にそれだけということは言えませんが、基礎的なところを徹底してやってきた成果は表れているのかなという風には感じています。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 調査結果の公表に当たって、四角い枠の中で留意事項が書かれています。この調査は、ほんの一側面であること。そして、過度の競争をあおるものではない。序列化を図るものではないという注意書きがあります。しかし、こういう発表するということは、自然とそういう傾向になってしまうということだと考えます。学力テストそのものに対しても、色々な弊害があるということを知っています。結果に対して成果を出すために通常の授業をちょっとおいて、過去の問題をさせるという話を聞きました。ということで、本末転倒になっている。学力テストの向上のために授業時間を割くという風な、そういう実態もあるという風に聞いています。少なくとも学校の教育の検討の材料にさせていただくということは一つはあるとは思いますが、公表して示すということはあまりしないほうがいいと、私は考えている、そういう意見を申し上げます。

委員長（坂ノ井 徳） 意見ですね。

委員（長友 光子） 意見ですが、何かあればお願いします。

学校教育課長（大田 恵也） 児童、生徒の学力や学習状況を把握して分析することによって、教育施策の成果や課題、それを検証するというところに役立てていくということは、とても重要なことだと考えております。もちろん、先ほどからありますが、過度にやることは絶対にいいことではないということは、周知しなければいけないところだと思いますが、こういう風なことを通して、子どもたちの自己肯定感が少しでも高まるようにという風にやっていきたいなど。それを資料というような形で提示できればという風に考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから何か御発言等ございましたらお願いをいたします。

委員（長友 光子） 不登校児童について分かれればお尋ねをします。この10年間で3倍にもなった、急増している不登校児童です。柳井市の不登校児童の実態はどのようでしょうか。分かれれば教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 柳井市におきましても、不登校の児童については年々、わずかではありますが増えているのが現状です。今年度に入りましても、それぞれスタートは切ってはいるのですが、例年と同じか若干多いぐらいの推移をしているところです。

委員（長友 光子） ありがとうございます。国会でも不登校問題を取り上げまして、子どもの責任ではない、親の育て方ではない、という議論がなされました。石破首相の答弁の中で、子どもはやはり休む必要があるという答弁もしております。心が傷つき、休みが必要な状態の子どもたちと捉えて、対処していくことが大事だと思いますが、方向性と言いますか、それはどのようにお考えですか。原因等、対処の仕方について、どのようなお考えをお持ちですか。

学校教育課長（大田 恵也） 原因につきましては、一概にこれという風に言えるものは少ないかなと思うのですが、本市においてははじめが原因でということはありません。それ以外の理由から発しているものではあるのですが、子どもたちが抱える悩みであるとか、困難さというのは、子ども一人ひとり違うものがありますので、その辺りは把握が正直できていないところですが、とにかく子どもたちとの関わりを切らさない、常に連絡を取りながら、関わりをもちながら通える範囲で、それこそ学校に近づけるように、例えば、適応指導教室やステップアップルームであるとか、学校の教室に入りにくい子どもたちが少しでも学校に来れるような環境を整えていくこと、これが必要なことだろうと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で学校教育等問題についての協議、審査を終わらせていただきます。ここで11時15分まで休憩とします。

（ 休憩 11時05分 ）

（ 再開 11時15分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 休憩を閉じて委員会を再開します。続きまして、防災に関する事項について、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 危機管理課から先月8月9日土曜日から8月11日祝日までの間の大雨対応について御報告します。雨への対応に8月9日16時20分から情報収集体制を取り、下関地方気象台から、9日夜半には注意報級から警報級の大雨となり、大雨土砂災害警戒情報の発表と線状降水帯発生の危険性が高まるとの情報をもとに、18時に自主避難所10か所を開設しました。結果的には、9日に大きな気象変化はなかったのですが、翌10日17時頃、全市内において土砂災害危険度情報が注意から警戒となり、土砂災害発生の危険性が高まったことで、17時40分高齢者等避難を発令しました。避難の状況は、大島公民館に3世帯6人、柳井市文化福祉会館に6世帯7人、伊陸公民館に1世帯6人でありました。また、この大雨による被害報告は、農地被害1件と道路への倒竹木2件で、人的被害はありませんでした。8月11日早朝には線状降水帯発生の可能性がなくなったとする、下関地方気象台の情報と土砂災害危険度情報が、警報から注意に下がり、雨が小康状態となった上、避難者が帰宅されたのを受け、8時15分に高齢者等避難を解除し、自主避難所を閉じております。

以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから何か御発言等ございましたらお願いをいたします。

委員（篠脇 丈毅） その他でお伺いしようかと思ったのですが、防災の観点ではこの庁舎の改良で大規模な工事をしておられますが、浸水対策というふうに伺いましたが、どういう工種を考えておられますか。

総務課長（久角 恵一） 工種というのは、現在の浸水対策改良工事を行っていることでしょうか。

委員（篠脇 丈毅） 床のところを全部剥いで、いわゆるフロアに浸水がしないように、防水というか、防止壁をもうけておられるか、その辺りをちょっとお伺いしたいです。

総務課長（久角 恵一） 浸水対策工事ですが、庁舎の1階周りを浸水の対策をしまして、TP3.8というところを狙いまして、庁舎の周囲に防水板と防水シート、それから防水壁でもって囲い込みを図るような形にしております。大きく設置しますのは、庁舎の北側と南側の面につきまして、防水シートを設置するようにしておりまして、1階の執務室の窓ガラスの下側のところに少しはみ出る形で、防水シートが見えるような形の高さまで設置をし、防水シートを下のほうから出せるような形のものを設置する予定としております。それから、庁舎の西側の防災センター、機械室の外側に防水壁、一部庁舎の東側のほうで小さな防水壁を建てます。それから執務室への防水対策としては、1階の会計課の辺りや防災センターの入り口の所に防水板を設置しまして、庁舎への浸水を防ぐというようなことをこれから施工してまいります。

委員（篠脇 丈毅） 東側の入り口には防水板がありましたかね。

総務課長（久角 恵一） 東側には現状、防水板はございませんが、これからの工事で防水板を設置しまして、執務室内に浸水してこないように施行するというところでございます。

委員（篠脇 丈毅） 会計課の入り口のところには防水板がありますよね。

総務課長（久角 恵一） 現状では防水の板はないのですが、今回の工事で設置をさせていただきます。

委員（篠脇 丈毅） 両方ですね。

総務課長（久角 恵一） 両方ということでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で防災に関する事項についての協議、審査を終わらせていただきます。

続きまして、大きな4点目のその他の項に入りたいと思います。執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

政策企画課（三浦 賢太郎） 5年に一度の国勢調査が実施されます。10月1日時点の全世帯の状況を調査いたしますが、9月20日頃から各調査区の調査員、柳井市では総勢200人近い調査員を任命しておりますが、その皆さんが御家庭を訪問します。調査員事務の軽減の観点から今回もインターネットによる回答を推奨していますので、よろしくをお願いします。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、総合政策部、総務部等及び教育委員会の所管に関わる事項について、何か発言等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでしたら、以上で、大きな4点目のその他の事項について終わらせていただきます。以上を持ちまして、総合政策部、総務部等及び教育委員会関係を終わらせていただきます。執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで、13時まで休憩といたします。

（ 休憩 午前11時24分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 休憩を閉じて委員会を再開します。請願第1号、上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書について、議題といたします。この件に関して、何か御意見、御質問があればお願いします。

委員（長友 光子） この場に紹介議員の中川議員がおられますので、審議を深めるために初めに、この請願の説明をしていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 請願書には詳しく書いてありますし、その他にも書類をいただいたりしますので、私としては特に必要ないかなと思います。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（篠脇 丈毅） 紹介議員が本会で説明されましたが、それ以外の説明があるのであれば、委員会でお受けする意味があると思います。

委員長（坂ノ井 徳） 山本委員、いかがですか。

委員（山本 達也） まったくその通りで、補足的なものがあればそのように進めていただければと思います。本会で中川議員さんに紹介議員として完璧な説明があり、なお、それ以外で説明

があれば、必要かなと思います。

委員長（坂ノ井 徳） 田中委員、いかがですか。

委員（田中 晴美） まったく同じ意見です。

委員長（坂ノ井 徳） 今、紹介議員の話がありました。紹介議員さん、何かありましたらお願いします。

紹介議員（中川 隆志） 正直申し上げますけど、私は委員会からここに出るとは、一切言われてません。もし私に意見を求められるのであれば、最初からちゃんと委員会の皆さんが私に出てくれという話をされるのが筋だと思います。その上であえて申し上げるなら、井上さんせっかく見えてるんだからぜひ、お話を聞いていただきたいと。ただし、それはこの場では決めにくいでしょうから、委員会の中で、私も保育園の請願とき何度も経験してますけど、請願者を、参考人として招致して話を聞くとそういう機会を求めてくださいということを私は議場で申し上げた説明の上に重ねて、それをお願いしたいと思います。

委員長（坂ノ井 徳） 委員会としての進め方とすれば、今、中川議員がおっしゃったような進め方が本来だと思います。ということになりますと、

委員（山本 達也） 本来と言う前に、中川議員、おっしゃったけども、そういう流れになること自体が、委員会できちんと、今の最初のお話し合いのないところでポツと出てきて、紹介議員どうですかと。それ、どうしますかと。実際、今、中川議員おっしゃった通り、何も聞いていないと。その辺のことは、にわか時間でやるんじゃなくて、きちっと委員会のほうでまとめてやりましょう。

委員長（坂ノ井 徳） すみません、流れがそういう風に、事務局のほうで決まっておりましたから、私としての考え方は、この委員会の中でどうするかをよく決めて、そのうちに皆さんに諮っていくというのが本来だという意見に、今思わせていただいておりますが、それに関してもいかがでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは本日のところは、反対決議を求めるこの委員会の取扱いとしては、今日の所は、これで、大変、皆さん方を意識されてる中で、ちょっと、すみません。混乱しています。暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1 時 8 分 ）

（ 再開 午後 1 時 1 9 分 ）

委員長（坂ノ井 徳） それでは、休憩を閉じて委員会を再開します。すみません。私の説明不足により、混乱をさせてしまいました。大変申し訳ございません。それぞれの意見をまずお聞きしたいというふうに思います。委員会として、請願についての審査の結果を採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきものに区分をして議長に報告をならないとされています。請願の審査に当たって、結論を出しかねる場合には、継続審査の手続きが取られることとなります。まずは、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

委員（篠脇 丈毅） いきなり採択、不採択という結論を導き出す前に、委員の皆さんがこれをど

ういう形で審査をしていくかということ、皆さんの意見を聞かれたらいかがですか。そこからスタートしたほうがいいと思いますよ。

委員長（坂ノ井 徳） 今の御意見でよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、そのように進めてまいりたいと思いますが、今、御意見いただきました篠脇委員からお願いします。

委員（篠脇 丈毅） 先ほど来、いろいろ、休憩時間中に意見が出ていたように、本会でも紹介議員から委員会に対して要請があったように思いますので、請願者の井上さんに、ぜひ、当委員会にお出ましいただいて、思いを皆さんに説明してもらったら、そういう機会を作ったらいかがかと思いますが、どうでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） そのほか、意見がございましたらお願いします。

委員（長友 光子） 私もそのように思いますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

委員（岡本 泰行） 私も同じです。

委員（田中 晴美） 私は紹介議員が紹介されたことを述べられるのであれば、必要ないと思います。請願者の発言が同じようなことであるならば、必要ないかと思えます。

委員（山本 達也） 私はこれで十分足りてるとは思ってたんですけども、皆さんが参考人としてもう少しいろんな意見を聞いてみたい、精査してみたいということであれば、それはそれで手続きをとっていただければ、それでいいのではないのでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） 4人の方が請願者の意見を聞きたいということでしたので、そのように進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 委員会として進めてまいりますが、参考人を招致する場合、委員長から議長に参考人招致についてを依頼し、議長から参考人に対して要請するような形になります。今日は、参考人として請願者の井上さんを招致するかしないかということについて、委員会としての道筋をつけて、議長に報告して、その後フィードバックという流れになると思いますので、今日のところは結論ができませんので、継続という形を取らざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

委員（篠脇 丈毅） 議長に経過を報告されて、また請願者の日程を調整するにしても、あらかじめ皆さんの都合を聞いておかれたらいかがですか。あらかじめの日程を詮議しておかないと、議長に日程を全部任せるといふわけにはいかないでしょう。

委員長（坂ノ井 徳） 事務局が申すには、委員長一任で決めさせていただいて、早いうちにその辺りの通達をというふうな。

委員（篠脇 丈毅） 委員長が議長に報告されるにしても、皆さんの都合をあらかじめ聞いておかれたらいかがですか、というふうに私は申し上げたつもりなのですが。

委員（山本 達也） 日程調整は公務等があるので、日を追って改めてお願いできたらと思います。今日はそのように手順を踏んでいくという確認でよろしいのではないのでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） 篠脇委員、せっかくのお申し出ですが、そちらのほうが決まりやすいようなので、大変申し訳ないですが、私のほうで日程を直ちに模索しまして、速やかに議長にお願

いしたいと。こういう流れになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ということは、このまま継続審査とすることよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、請願第1号は、全員異議なく、継続審査と決しました。

傍聴の方は静かにしてください。

それでは、午後1時45分まで休憩といたします。

（ 休憩 午後1時29分 ）

（ 再開 午後1時44分 ）

委員長（坂ノ井 徳） それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

委員長（坂ノ井 徳） ただいまから、市民部及び健康福祉部関係について、審査を進めたいと思います。執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席ありがとうございます。

それでは、分割付託となっております議案第46号、令和7年度 柳井市一般会計補正予算（第2号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

税務課長（磯部 理子） それでは、9月補正予算について御説明させていただきます。補正予算書の10頁をお願いいたします。市税の歳入でございます。1項、1目個人市民税につきましては、当初の賦課調定による決算見込みから、増額の補正予算をお願いするものでございます。続きまして、2項固定資産税でございます。固定資産税につきましては、同じく当初の賦課調定による決算見込みから、土地については増額、家屋及び償却資産については減額の補正をお願いするものでございます。11頁をお願いいたします。6項都市計画税でございます。都市計画税は、同じく当初の賦課調定による決算見込みから土地については増額、家屋については減額の補正をお願いするものでございます。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 続きまして、歳出になります。予算書の17頁をお願いいたします。中段の3款民生費、8目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金に地域介護福祉空間整備等交付金を計上しています。これは、新庄にありますグループホーム、けあビジョンホーム柳井が新規に非常用自家発電設備を整備いたしますので、この費用に対する交付金でございます。財源につきましては、国の地域介護福祉空間整備等交付金による全額補助となります。予算書の12頁歳入の民生費国庫補助金に同額を計上しています。

市民生活課長（應潟 雄一） 引き続きまして、歳出の17頁でございます。27節の繰出金でございますが、のちほど説明いたします後期高齢者医療事業特別会計の歳出増に伴う繰出金でございます。歳入につきましては、現時点で確定しております、一部のみを子ども・子育て支援事業費補助金として、12頁の民生費国庫補助金の7節老人福祉費補助金に計上しております。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 続きまして、18頁をお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。18節負担金補助及び交付金の保育所等業務効率化推進事

業補助金でございます。これは、保育所の業務効率化のため、保育業務に係るICT等を活用した業務システムの導入の費用の一部を私立保育所に補助するものです。補助割合は、国2分の1、市町村4分の1、保育所4分の1の補助事業でございます。次に補正額の財源内訳欄を御覧ください。地方債60万円とありますのは、保育環境改善等補助事業の補助金の財源を一般財源から地方債の財源に財源振替をするものでございます。これによりまして、一般財源は差額を計上しております。その下の2目児童措置費、12節電算システム改修委託料でございます。これは、令和6年10月から施行されました児童手当の抜本的拡充を円滑に実施するため、児童手当システムの改修を行うものです。補助率は国が定める額となっております。続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費でございます。12節委託料の産後ケア委託料でございます。これは、産後ケア事業について、令和6年度に利用者負担額を免除するとともに、利用条件を緩和したことにより、利用者の増加を見込んでおりましたが、今年度に入りまして、利用ニーズが当初の想定を上回り、事業費に不足が生じる見込みとなりましたので、増額するものです。補助率は、国2分の1、県4分の1となっております。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 歳入の固定資産税の説明で償却資産が4,271万9,000円減額になっていますよね。これは、大規模償却資産の減額と考えていいんですか。

税務課長（磯部 理子） 大規模償却資産につきましては、当初の予算で減額分を想定しておりました。今回の4,271万9,000円につきましては、個別要因ということよりも市内全体として過去推計を参考に償却資産を見積もっておりますが、当初想定していたよりも新規の設備投資が進まなかったことが要因と考えています。最近の動向といたしましては、設備投資よりも人的投資の方に移行している企業が多くなっているという動向がございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 18の児童福祉総務費の補助金、保育所等の業務効率化推進事業補助金について、これは、補助率は国が2分の1、市町村が4分の1、園が4分の1という事業だったと思うんですが、このICT化のための補助金という説明で、ICT化とはどのような内容ですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 保育士の業務の負担の軽減を図るためということで、保育に係る計画や記録に関する機能、例えば、保育日誌などですが、そういったものに関するものや、園児の登降園の管理に関するものであったり、保護者との連絡調整に関するもの、こちらからのお知らせ等の御案内するために使うこと、そういった機能になります。

委員（山本 達也） これは、今まで何園ありますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 導入済の保育所ですが、公立2園は昨年度整備させていただいています。私立の保育園については5園がすでに導入されております。

委員（山本 達也） 9月補正での予算化ということなんですが、事業内容を勘案してみると、こういう類のものは当初予算で組むのではないのかと思うんだけど、ICT化の話っていうのは突然保育園からあったんですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 今回は、保育園から希望がありまして、予算計上には当初と

いうよりは、今回の補正になってしまったという形になります。

委員（山本 達也） 分かりました。私の勘違いかも分からないけれども、こういったものは当初予算で諮るべきではないかと思ったんで、お聞きしたんですが、突然園の方からあったということなんで、それはいいんですが、これからも保育業務、保育士さんの負担軽減もですが、親御さんが登降園に関する事で、ICT化になると非常に安心されるんじゃないかと思うので、今後もどんどん進めてください。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第46号中の市民部及び健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号中の市民部及び健康福祉部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。続きまして、議案第47号、柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應湯 雄一） 補足説明を申し上げます。補正予算書の28頁をお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、154万円を増額いたしまして、予算総額を歳入歳出39億1,006万7,000円とするものでございます。歳出について、御説明いたします。31頁をお願いします。賦課徴収費につきまして、子ども・子育て支援制度が創設され、令和8年度より医療保険者から子ども・子育て支援納付金が徴収されるため、国民健康保険税の徴収に関わるシステム改修が必要になります。そのための電算システムソフト購入費として、154万円を計上しています。本備品購入費には、予算書30頁ですが、国からの子ども・子育て支援事業費補助金を充当しております。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第47号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、全員異議なく可決と決しました。議案第48号、令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 介護保険事業特別会計補正予算案の御説明をさせていただきます。補正予算書の35頁をお願いいたします。歳入の8款繰越金につきましては、のちほど御説明いたします、1号被保険者保険料還付金及び償還金の財源として、前年度繰越金の増額を行うものでございます。続きまして、36頁をお願いいたします。歳出の1目1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者の過年度保険料につきまして、賦課更正による過誤納付金が想定より多額となり、保険料還付金の不足が見込まれましたことから、増額するものでございます。4目償還金、22節償還金利子及び割引料につきましては、令和6年度に交付を受けました支払基金交付金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第48号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は、全員異議なく可決と決しました。次は、議案第49号、令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應湯 雄一） 補足説明を申し上げます。補正予算書の38頁をお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、407万9,000円を増額いたしまして、予算総額を歳入歳出7億9,786万3,000円とするものでございます。歳出について、御説明いたします。41頁をお願いいたします。一般管理費につきまして、マイナ保険証を登録済の後期高齢者の方に、当初は資格情報のお知らせを送付する予定でしたが、暫定的な運用として、資格確認書を送付することになりましたので、送付方法を普通郵便から簡易書留に変更したことにより郵送料の差額分を計上したものでございます。17節の備品購入費につきましては、国民健康保険事業会計と同様の理由による増額でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 確認なのですが、41頁のマイナ保険証を登録済の方が、資格確認

書に変更する理由は何でしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 国から後期高齢者の方の混乱を避けるという意味を含めてだと思っておりますが、最初はマイナ保険証を登録済の方には資格情報のお知らせを送付する予定だったのですが、1年間だけの暫定運用として、資格確認書を送るという運用に変わりましたので、そのためでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第49号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、全員異議なく可決と決しました。それでは、大きな3点目の付託調査事項につきまして、審査を行います。市民生活にかかる社会福祉について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

健康福祉部長（益田 昌明） ございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（長友 光子） マイナ保険証についてお伺いします。7月31日に保険証が切れましたが、その措置として、切れた保険証も来年の3月末までは使える、そして資格情報のお知らせだけでも来年の3月末までは受けられるという措置がなされましたが、その後受診に当たってトラブルというのではないのでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 被保険者の方々から送付されてきたこれは、今までと違うので何なのではないかという内容の問い合わせはいただいておりますが、もうひと月くらい経ちましたので、問い合わせの数自体は減ってきております。また、システムの方も更新されまして、マイナ保険証の顔写真と見比べて、病院の方が目視確認するモードがあるようなんですが、その使い方も簡素化されたと聞いていますので、病院の方の使い勝手も良くなっているという認識でございます。病院からのトラブルについてはあまり把握していないという状況でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（篠脇 丈毅） 山本課長教えてください。最近、物価高騰で生活に困窮している世帯に対して、現金給付するべきだというような意見が各党から出ているんですが、実際に生活保護も含めて増えているのか、また、そういう生活支援の相談が増えているのか、現状が分かれば教えてください。

社会福祉課長（山本 直邦） 篠脇委員がおっしゃった物価高騰で生活が苦しいとの御相談の件数や状況でございますが、令和2年度から3年度で年間60から70件、今は20から30件くらいの推移である程度落ち着いているという認識でございます。例えば、米が高いとか個別にはお聞きするんですが、現金の給付に関することを直接言われることはないですが、昨今の給

付の関係での電話でのお問い合わせは最近数件ございます。私どもとしては、そういった方にできるだけ寄り添って、日々の生活がございまして、生活困窮相談者を中心に生活保護の担当とそういった相談があれば、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

委員（篠脇 丈毅） 実際の所、生活保護世帯は増えているんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 極端に増えているという状況ではございません。

委員長（坂ノ井 徳） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、以上で、（２）市民生活に関わる社会福祉についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、（３）環境に関する調査について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民部長（藤森 斉） ございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員さんのほうから、何かございましたらお願いします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、（３）環境に関する調査についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな４点目のその他に入る前に、ここで、本委員会に係る閉会中の付託調査事項についてでございますが、引き続き、学校教育等問題について、市民生活に関わる社会福祉について、環境に関する調査について、防災に関する事項についての４点ということにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 異議なしということで、そのように決定させていただきます。

続きまして、大きな４点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

社会福祉課長（山本 直邦） 社会福祉課より２件御報告させていただきます。最初に、令和７年度柳井市戦没者追悼式について御報告いたします。柳井市連合遺族会とも協議を行い、本年１０月１６日木曜日、アクティブやないでの開催を予定しております。今年度も来賓として、市議会議員の皆様、また柳井市社会福祉協議会長及び各地区社会福祉協議会長にも既に御案内し、参列者は昨年と同様ですが、この度はアクティブやないのホールをフラットにし、椅子を並べて段差を無くし、安全を最優先とした形での開催を予定しております。御列席方どうぞよろしくをお願いいたします。次に、第７５回山口県総合社会福祉大会についてお知らせいたします。こちらは、本年１０月２９日水曜日１３時より、サンビームやないで第７５回山口県総合社会福祉大会が開催されます。本市におきましては、昭和４２年以来、５８年ぶりの引受開催となります。主催は山口県、山口県社会福祉協議会、柳井市、柳井市社会福祉協議会を含む２４団体でございまして、県内の社会福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の向上に尽力された方々を表彰し、敬意と感謝の意を表することにより、社会福祉のより一層の発展に資することを目的に毎年県内各市で開催する歴史ある大会でございます。特別講演では、落語家の

柳屋花緑さんに発達障害は私にとってギフトでしたと題して御講演いただく予定でございます。県内から被表彰者を含む参加者約600名を予定しており、本市においても民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉員等にも周知を行い、大会が円滑に行われるよう関係団体等と連携し、準備を進めているところでございます。つきましては、大会の趣旨を御理解いただくとともに、特に、福祉関係者の積極的な参加につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部及び健康福祉部の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、以上で大きな4点目のその他の事項について、終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、慎重なる御審査をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でございました。

（ 午後2時16分 閉会 ）

委員長署名 _____ 坂ノ井 徳 _____

副委員長署名 _____ 岡本 泰行 _____